

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第3回松阪市上下水道事業経営等検討会
2. 開 催 日 時	令和6年2月8日(木) 午後2時~午後3時
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5階 特別会議室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎ 齊藤由里恵、○ 別府孝文、岩尾絹恵、中村久仁子、山本勝之 (◎委員長 ○副委員長) (事務局) 上下水道事業管理者 前崎高志 上下水道部次長 塩野直弘 上下水道総務課長 森川照章 会計担当主幹 山口栄一郎 会計担当主幹兼会計係長 野間真一 料金担当主幹兼料金係長 鈴木亘 総務係長 東克俊 会計係主任 波瀬拓 下水道建設課長 宇田寛之 下水道建設課長補佐兼計画係長 渡邊吉基
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	松阪市上下水道部上下水道総務課会計係 電 話 0598-53-4373 F A X 0598-53-4319 e-mail jyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp

・ 議事については別紙のとおり

第3回松阪市上下水道事業経営等検討会 議事録

日時：令和6年2月8日（木）14時00分から15時00分

開催場所：松阪市役所 5階 特別会議室

出席者 委員：齊藤委員、別府委員、岩尾委員、中村委員、山本委員

事務局：上下水道事業管理者 前崎高志、上下水道部次長 塩野直弘

上下水道総務課長 森川照章、会計担当主幹 山口栄一郎

会計担当主幹兼会計係長 野間真一、料金担当主幹兼料金係長 鈴木亘

総務係長 東克俊、会計係主任 波瀬拓

下水道建設課長 宇田寛之、下水道建設課長補佐兼計画係長 渡邊吉基

事項：1. 開会

2. 協議事項

(1) 公共下水道事業経営戦略について

(2) 下水道整備手法検討の必要性

3. 上下水道事業管理者挨拶

協議事項は以下のとおり

【委員長】

皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。これより検討会に入らせていただきます。事項書に基づき、進めさせていただきます。

まず議題1 公共下水道事業経営戦略についてです。事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

松阪市公共下水道事業経営戦略概要版に基づいて説明を行いますので、お手元資料をご覧ください。

経営戦略とは、公共下水道事業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための基本計画であり、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的としています。

第1章では、松阪市生活排水処理アクションプログラム計画書やストックマネジメント計画に基づいた投資計画の反映、社会情勢の変化に伴う財政計画の見直しといった策定方針で、平成28年度に策定した経営戦略を見直しました。今回の計画では、計画期間を令和6年度から令和15年度までの10年間としています。

第2章では、松阪市における公共下水道事業の現状と課題として、公共下水道事業の概要、普及率と水洗化率、使用料収入、企業債残高等の現状から経営指標による分析が記載されて

おります。一般会計からの繰入金が多額になっていますが、経常収支比率は100%を超えており、経費回収率も99.95%と全国平均である97.61%、類似団体平均である96.98%より高く、概ね良好と言えます。

これらの現状から、公共下水道事業の課題として、多額の投資が将来世代の負担にならないように、企業債残高を増やさず、繰入金が増減するような投資バランスで計画していく必要があることがわかります。

第3章では、将来の事業環境の見通しについてです。行政区域内人口の減少はありますが、整備による処理区域の拡大により有収水量の減少幅が小さくなっており、向こう10年間は現在よりも高い有収水量になります。施設の見通しについては、供用開始が平成10年ということもあり、現時点では、耐用年数を超える管渠はありません。しかし、今後はポンプ場等については、ストックマネジメント計画を策定し、計画的、段階的に改築更新していく必要があります。また、近年は、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化する傾向にあり、内水氾濫のリスクが増大しているため、浸水対策の必要も高まっております。

第4章では、今後の投資財政計画についてです。事業計画としては、前回の検討会でお示ししました3つのパターンのうち、汚水の新規整備を縮減しながら、雨水の新規整備にも取り組むパターン3となり雨水管渠整備とストックマネジメントへの投資を踏まえた上で、平準化された予算の範囲内で、可能な面積だけ汚水管渠工事を行う計画となります。

その結果、収益的支出では、減価償却費の増加が主な要因となり増加傾向。収益的収入の使用料収入は緩やかな減少、一般会計の基準内繰入金が減価償却費の増加に伴い増加することで、全体としては収支がプラスとなり、純利益は増加していく見込みになります。

資本的支出では、企業債元金償還額の減少と建設改良費の平準化で減少、資本的収入の基準外繰入は償還の財源としていたため、同様に減少し、令和13年度以降は、基準内繰入のみになる予定です。収支としては、内部留保資金を充当しながら、6億円ほどの資金残高を維持できる見通しになっています。

これらの投資財政計画から、経営の健全性、効率性の目標値として、表のように掲げさせていただきました。令和15年の計画最終年度には、経常収支比率を110.49%、経費回収率を98.97%、水洗化率を81.79%としています。

第5章では、経営基盤強化に向けた基本方針として、

(1) 公共下水道事業の効率化、経営健全化

将来人口の減少が確実視される中で、将来にわたってサービスを持続するため、長期的な視野に立って、徹底した経営の効率化、健全化に向けて取り組みます。

(2) 浸水対策の強化。

降雨による浸水被害を防止し、安全安心な暮らしを守るため、浸水対策の一層の強化を図ります。

(3) 汚水の適正な処理。

快適で衛生的な生活を守るため、汚水を適正に処理するために必要な施策を推進します。

第6章では、経営戦略の事後検証、改定等に関する事項として、進捗管理の方法、モニタリング、ローリングの3点を挙げています。進捗管理、モニタリングとして、経営の健全性、効率性に示されたポイントについて、毎年度目標値との乖離について確認を行っていきたいと考えています。また、概ね5年程度で経営戦略の見直しを考えており、計画値と実績値の大きな乖離がみられた場合等、必要に応じて見直しの実施を考えていきます。

以上で、今回改定した経営戦略についての説明を終わります。

【委員長】

ありがとうございます。それでは、今の説明に対しまして、皆様からご質問等ありましたらお願いいたします。

【委員】

経費回収率が99.95%と高いですが、これは下水を通したときに、一般家庭が接続して、契約していると思いますが、そこで支払っても100%にはならないですか。

【事務局】

経費回収率というのは、住民の皆様方からいただいた料金収入で下水道事業の経費をどれだけ賄ったかを表しています。下水道事業の費用のうち99.95%を使用料で賄いましたという意味です。

【委員】

使用者からの使用料の回収はこれとは違うのですね。

【事務局】

そうです。使用料の収納率は99.5%程度です。

【委員長】

今の経費回収率のところで、経営戦略で100%を目指さなくて良いのでしょうか。また、流域下水道の維持管理負担金の増加により経費回収率は一時的に低下するがその後回復する。維持管理負担金が増加するならその分の費用が上がるので、料金改定を行い住民負担として求めなくて良いのでしょうか。今回の経営戦略で100%を目指したものにしていかなければ、理由がもう少し必要だと思いましたが、いかがでしょうか。

【事務局】

経費回収率については、計画期間の10年間では100%に達しませんが、30年間で見えた場合、14年目ぐらいで100%に達する予定です。このような記述をしてある方が良い

のでしょうか。それとも、計画最終年度の令和15年度に100%になるよう何らかの施策を付け加えた方が良いでしょうか。

【委員長】

その理由ですよね。水洗化率がまだ80%前後ぐらいなので、今接続している方だけに求めてしまうのは負担の公平性の観点から100%にできない理由があるのかもしれない。詳細はわかりませんが、基本的には今求められていることとして、経営戦略の策定の中で、経費回収率は100%を目指すような書き方も求められていると思うので、そこは問題ないのかという点があります。これで100%でなくても良いというメッセージになってしまわないかという懸念もあります。経営を考える上でやはり100%を目指していくべきなのではないのでしょうか。ただ必ずしもではないところもあると思うので、やはりそこに対する理由がもう少し必要だと思います。この概要版ではなくて本文のところにあるものと、100%を目指さないで良いというメッセージになってしまうことだけはちょっと怖いと思います。

また、この維持管理負担金というのは、どれぐらい先まで決まっていますか。また徐々に上がっていくけどその段階でさらに上がる可能性はないですか。

【事務局】

県が出している予定では、令和6年度からは102円で、その後は令和15年度までは少しずつ下がるような計画になっております。ただ、ずっと下がり続けるのではなく、99円、96円という段階で下がる計画になっております。

それと経費回収率ですが、以前は維持管理費を100%回収して、資本費の分を50%まで回収するという記載をしておりました。確かにどちらも100%回収できるのが望ましい姿ですが、なかなか100%にするには難しい点もあります。

【委員長】

なかなか100%にするところが難しいところの理由がうまくどこかに表現できていればいいのではないかと思います。

他の皆様はいかがでしょうか。

【委員】

概要版6ページの施策の体系で、1経営基盤の強化に⑤民間の資金・ノウハウの活用という項目があり、2投資の合理化の②に民間のノウハウの活用とあります。それぞれ文言だけ見るとよく似ているような感じがありますが、それぞれの違いといいますか、意味するところの差異を教えてください。

【事務局】

1 経営基盤の強化の方は維持管理に関わる民間の資金・ノウハウで、本文では、維持管理業務、使用料徴収等の業務の効率化ということで、いわゆる3条予算の経費について包括的な民間委託等について検討をするという内容です。2 投資の合理化の方は建設改良に対するもので、一括発注方式や性能発注方式、PPP/PFI、管理・更新一体マネジメント方式といったものを民間のノウハウの活用ということで、別立てで記載しました。

【委員】

どちらかというとPFIやPPPに係る2の②の方が民間の資金・ノウハウの活用という感じがして、1の⑤は民間のノウハウの活用なのかなという感じもします。資金という言葉が、1の⑤の方よりも、2の②の方がPFIといったまさに民間の資金の活用という感じで、そちらの方がふさわしいのかなと感じます。

【事務局】

見出しの部分について、修正させていただきたいと思います。

【委員長】

他はいかがでしょうか。

【委員】

参考までに教えていただければということで申し上げますと、本編の45ページの(3)の①の危機管理等の体制整備で、BCPを策定していますと書いてありますが、ちなみに松阪市さんの方で下水道業務のBCP計画を作られたのはいつ頃でしょうか。

【事務局】

平成28年度になります。(後ほど平成29年度に訂正)

【委員】

以前のBCPでいうと、主に災害ばかりを対象にしていたような感じで、今は新型コロナウイルス感染症といった感染症リスク的な部分のBCPですとか、また今回の能登半島地震もあって、おそらく色々な企業さんも見直しをしないといけないところも出てきているので、その趣旨で策定と修正ということを書かれたという、その理解でよろしいですか。

【事務局】

はい。

【委員長】

新たな経営戦略にはグリーン化は入れなくてよかったでしょうか。特に入れないといけない事項には入っていませんか。

【事務局】

GX、DXについても記載をというようなことは書かれております。他市事例では下水道処理場において消化ガスによるガス発電、汚泥の有効活用等が記載されておりますが、松阪市の場合は流域下水道となり、処理場を持っていないということでGXに取り組むというのはなかなか難しいのかなと考えております。

【委員長】

特に問題ないということですね。

経営戦略は、質問があったところについてご検討していただいて、微修正があるかないかぐらいで、基本的には問題はないでしょうか。

それではコメントいただいたところに関しましては、ご検討いただいて、適切な文言等でご修正していただければと思いますのでよろしくご願ひいたします。

他になれば議題1については終了させていただきます。

【委員長】

続きまして議題2 下水道整備手法検討の必要性でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

今回経営戦略を改定するにあたって、様々な資料の作成を行う中で見えてきた課題があります。汚水整備については、令和30年度から多額の管路更新が必要になるため、令和29年度までに終える必要があること、雨水整備については雨の降り方が局地化、集中化、激甚化する傾向にあり、内水氾濫のリスクが増大しているため、対応が必要なことを経営戦略の概要版で説明いたしました。

また、人口減少等の社会環境の変化もあり、一定以上の人口密度を必要とする公共下水道による汚水整備を続けていくことは、将来の維持管理費用や管路更新費用が増加し、市民に多大な負担を生じさせてしまうことが懸念されます。

一方、汚水処理施設の整備計画は、公共下水道、農業集落排水、市町村設置型及び個人設置型合併浄化槽など、様々な手法がある中、人口密度等を参考にしながら初期投資、維持管理費用を比較し、より経済的な手法により整備を行う計画です。一般的には人口密度の高い中心市街地では公共下水道、家屋がまばらな周辺部では合併浄化槽による汚水処理となります。今後も人口減少が進むことが予想されることから、現在の公共下水道計画区域の中で

も、個人設置型合併浄化槽による汚水処理費用なども含め、現状を踏まえた整備手法の検討が必要と考えられます。

検討の必要性については、資料の2ページに示してありますように、1から4の課題があると考えられます。

まず1番目の公共下水道全体計画区域と都市計画区域の市街化区域について説明いたします。今回、下水道整備手法検討の対象となる地域は、都市計画区域の市街化区域となります。本来、市街化区域はある一定程度の人口密度が見込まれるということもあり、都市において必要となる公共的な施設、都市施設として、道路や公園等とともに、公共下水道の整備が必要とされている地域です。そのため、整備手法の変更を行うためには、説明会等で丁寧な説明を行い、地域住民の理解を得ることが必要と考えられます。

2番目の個人設置型合併浄化槽による汚水処理整備区域です。住民の方にもわかりやすく説明するためには、地域別の将来人口予測や高齢化率、合併浄化槽の普及率等を利用し、経済性を分析した上で、わかりやすい基準の作成を行うことが必要と考えられます。なお、国では、公共下水道がすでに整備済みの地域でも、将来的な人口減少に伴い、一部地域を合併浄化槽に切り替える必要が生じる場合も想定しており、地域の実情を詳細に調査把握した上で、区域縮小の判断基準を整理し、検討を行っていくこととなっております。

3番目の経費の比較です。合併浄化槽と公共下水道では、維持管理費や新規設置に伴う経費に差があると言われております。居住人数や合併浄化槽の人槽といった違いがあり、一概にどの程度差があるのか計算することは容易ではないと思いますが、浄化槽転換補助金や水洗化補助金、飯南や飯高における公共浄化槽事業の金額をもとに整理を行っていきます。また、県内においても鈴鹿市や伊勢市でも、整備計画の見直しが行われていることから、状況を確認し、必要であれば個人設置型合併浄化槽への支援方法について検討が必要と考えられます。なお、単独浄化槽、汲み取り便槽から合併浄化槽に変換する転換補助金については現在もあり、年間40件前後の申請があります。

4番目の維持管理方法です。合併処理浄化槽は適切に維持管理を行えば、公共下水道と同様の汚水処理が可能とされています。しかし、維持管理が各個人となっているため、一般的な保守点検を行われていますが、年1回行う浄化槽法第11条第1項の検査の受検率が全国平均45.7%、三重県平均39.4%になっています。このように、法定検査の受検率が低いとのデータから、検査の確実な実施を行うための啓発等について三重県とも協議し、検討が必要と考えられます。

以上のような点で課題があり、留意が必要だと考えております。

【委員長】

ありがとうございます。検討の必要性と留意点というような点も含めてお話をいただいたかと思います。

皆様から何かありましたらお願いいたします。

【委員】

2番の合併浄化槽による汚水処理整備区域についてです。他市の取り組みとしては下水が敷設されていたところが合併浄化槽に変わったという取り組みもあると聞いたのですが、松阪市においても下水管の老朽化による取替えの時期に合わせて、この合併浄化槽に移行するところも出てくる可能性がありますでしょうか。

【事務局】

先ほどは2番目の後段で説明させていただいた部分は、今現在そういった取り組みをされているとは聞いておりません。国の方で、そういった検討が必要であるというようなことがあり、今後はそういった地域が出てくるのではないかとと言われております。

他市の事例として、実際にどこまで進められているのかはまだ確認しておりませんが、農業集落排水事業の廃止に伴って、合併浄化槽に切り替えるといったことをされているというのは、聞いております。

【委員】

実際にしているところがないので、もし松阪市で導入するとなっても、その先に導入された事例を見てからということになりますよね。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【委員長】

これは、常日頃そのような費用等様々なものを比較検討しながら、適切なものを選択していくということですよ。

【事務局】

そうです。今後、例えば人口減少が見込まれているような地域に、下水道を引いていかないというのがまず先にあるのだと思います。そういった形で、今後の検討を行っていくということですよ。

【委員長】

確か、東日本大震災で影響を受けた地域が、公共下水道だったのか他の排水だったのか定かではないですが、合併浄化槽に切り替えるみたいな例はあったとかいう話は聞いたことがあります。災害という平時ではないわけですが、メニューとしてはそういう選択肢もあるということ。多分、国としては色々なメニューを持ちながら、適宜判断をしていくことを

求めていると思うので、松阪市の下水道でも、必ず下水で管を繋いで汚水処理をしていくというようなスタンスもあるのかもしれませんが、メニューが幾つかあることを念頭に置いて、将来を見据えながら選択をしていくことが重要と考えられるところかなと思います。

他はいかがでしょうか。

【委員】

個人設置型合併浄化槽というのは、浄化槽で処理した水も最後は市の下水管へ流れるのですか。

【事務局】

下水道管の方へは流れてこずに、各個人の家敷地に設置した浄化槽で処理した水は家の前にある道路の側溝ですとか水路へ放流していくことになります。

【委員】

もう一つは、最終処理場は海へ放出していますよね。その水は完璧に処理された水ですよ。

【事務局】

放出する水質の基準が決まっていますので、下回った数値のものでないと放水していません。

【委員長】

特に重要なことは、計画区域を変更するにあたっては住民に説明をしていくことですよね。説明をしていく中で、例えば合併浄化槽の設置の支援も合わせながら進めていくのかなと思います。

特に下水道の整備がされることを心待ちにしていらっしゃる方もいるわけですので、その方たちにも不利益ではなく、将来を見据えてこの判断が適切だということを伝えていくことが重要かなと思いますので、そこは丁寧に説明していただくことをお願いしたいと思います。

先ほど言われた法定検査は、県自体も受検率を上げていくことを目標にしているのですか。

【事務局】

浄化槽の直接的な部署ではないのですが、今回この資料を作るにあたって、浄化槽のことを調べたところ、都道府県によるばらつきもあり、検査の受検率を上げていくという取り組みはされているようです。

【委員長】

浄化槽は環境部局でしょうか。そうするとその辺りは汚水処理として、内部でもうまく連携を取っていただくことも重要かと思います。最終的には汚水処理をきちんとした形でやるという目標がありますので、市で縦割りになっているということはあまり関係ないので、情報共有や情報の流し方についても、事務局側も一体となることができるような体制も必要かと思います。

他はいかがでしょうか。

【委員】

私どもでは、今不自由なくさせていただいています。今、色々なお話を聞いているとまだまだ不自由な方がいっぱいいらっしゃるの、そちらを早く何とかしてあげて欲しいという方向性があります。詳しいことはあまりわかりませんが、お話を聞かせていただいて、まだまだ松阪にもそういうところがあることが分かりました。私は何をしたらいいのかわかりませんが、お話聞かせてもらって、他の何も知らない人に教えようかなというところですよ。

【委員長】

そこはとても重要だと思います。他はいかがでしょうか。

【委員】

類似団体というのは、経済だけのことなのか、人口なのですか。

【委員】

総務省の類似団体とは違う基準ということですか。

【事務局】

これは記載されているとおり処理区域内人口、処理区域内人口の密度、供用開始後年数の3つの要素を基準に分類して、松阪市の場合は、市処理区域内人口が3万人以上、処理区域内人口密度区分が50人/ha未満、供用開始後が30年未満ということで、それに合致した自治体をここに載せております。

供用開始が平成10年なので、今で25年ぐらい経過しているので、あと5年すると類似団体の分類が変わることになります。

【委員】

類似団体のところで、改善や努力をして高いレベルの位置にいてほしいと思いますのでよろしくお願いします。

【事務局】

一つ訂正をさせていただきます。先ほどBCPの策定年度が、平成28年度と申し上げましたが、29年度に訂正させていただきたいと思います。

【委員長】

そろそろ見直しはするのですか。

【事務局】

見直しは随時させていただいております。

【委員長】

他はいかがでしょうか。

【委員】

直接的なものではありませんが、今現在の輪島の方の震災の話を聞いていますと、まず、水道の水が出ない。水が出たけれども今度は下水道が壊れているから、水は流れるけれども、その使った水は流さないでくださいということがあるというので、下水道の重要性を改めて感じたのですが、やはりBCPと申しますか、今回の事例などもいろいろ情報収集ですとか、分析していただいて、また、危機管理の体制づくりに役立てていただきたいなということをしみじみと感じております。

【委員長】

実際、松阪市さんの方でも応援に入ったりして、現場もよく皆さん見てらっしゃるところがあるので、そのあたりをまた持ち帰り情報共有させていただきたいと思います。

【委員】

本当に松阪にも、いつなんどきそのようなことがあるかわかりません。その時に今回の例をとって、何かよくなる方法を考えていただければありがたいですね。

【委員長】

他はいかがでしょうか。

なければ、以上で議題2については終了させていただきます。それでは進行を事務局の方にお戻しさせていただきます。